

22日獣発第317号

平成23年1月31日

地方獣医師会会長 各位

社団法人 日本獣医師会
会長 山根 義久
(公印及び契印の押印は省略)

高病原性鳥インフルエンザの発生に伴う農林水産省の対応

今般、平成23年1月19日付け22消安第8186号、1月22日付け22消安第8271号及び同日付け22消安第8272号をもって農林水産省から別添写しのとおり通知がありましたので、貴会関係者に周知方お願いします。

なお、このたびの通知は、①福島県郡山市内におけるキンクロハジロから高病原性鳥インフルエンザウイルス H5N1 亜型（強毒タイプ）が分離された事例及び韓国における同病の続発に伴う国内防疫の再徹底として、飼養衛生管理の徹底、的確な病勢鑑定の実施、危機管理体制の点検、我が国及び近隣諸国における発生状況等の周知を各都道府県畜産主務部長に求めたこと、②また、宮崎県下の種鶏飼養農家における同病の確認に伴う正しい知識の普及啓発として、当該県産の家きんの卵及び肉の取り扱いについて、当該県産の鶏卵・鶏肉は扱っていない等の不適切な告知や、発生県産であることのみを理由に取引拒否が行われることがないように同病の正確な知識を普及すること、③さらに、宮崎県下における同病の疑似患畜の確認に伴う監視体制の強化として、家きん飼養農場への緊急立入調査等の実施、的確な病勢鑑定の実施、危機管理体制の再点検の再徹底について、各都道府県知事あて再徹底を求めたことについて、それぞれ本会に対して家畜防疫の重要性を十分理解の上、本会会員等に対する周知とともに適切な対応についての指導等が依頼されたものです。

本件内容の問合せ先

日本獣医師会事業担当 駒田

TEL 03-3475-1601



22消安第8186号
平成23年1月19日

社団法人 日本獣医師会会長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

福島県郡山市におけるキンクロハジロから高病原性鳥インフルエンザウイルスH5N1亜型（強毒タイプ）が分離された事例及び韓国における高病原性鳥インフルエンザの続発に伴う国内防疫の再徹底について

このことについて、別添のとおり各都道府県畜産主務部長あて通知しましたので、御了知の上、円滑な防疫対策の実施につき御協力方お願いします。

また、貴職におかれましては、家畜防疫の重要性を十分御理解の上、傘下会員各位等に対し周知されますとともに、適切な対応がなされるよう御指導方よろしくお願いします。

写

22消安第8186号

平成23年1月19日

都道府県畜産主務部長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

福島県郡山市におけるキンクロハジロから高病原性鳥インフルエンザウイルスH5N1亜型（強毒タイプ）が分離された事例及び韓国における高病原性鳥インフルエンザの続発に伴う国内防疫の再徹底について

本日、福島県郡山市で発見されたキンクロハジロ2羽の死体から、高病原性鳥インフルエンザウイルスH5N1亜型（強毒タイプ）が分離されたと環境省より連絡がありました。今回の事例を含め、これまで6例の確認事例があり、我が国には既に本ウイルスが広く侵入している状況にあります。

韓国においても、既に情報提供しているとおり、家きん飼養農場における高病原性鳥インフルエンザ（H5N1亜型）の発生が続いている状況です。

高病原性鳥インフルエンザについては、これまでの累次通知等により、飼養衛生管理の周知徹底・確認及び防疫措置の徹底をお願いしているところですが、これらの状況を踏まえ、下記の事項を改めて再徹底し、家きんへのウイルス侵入防止に万全を期していただきますようお願いいたします。

記

1 飼養衛生管理の徹底について

本病の発生予防を図るため、野生動物等の鶏舎等への侵入防止、農場出入口での消毒の徹底、消石灰等による畜舎周辺の消毒など、高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針（平成16年11月18日農林水産大臣公表。以下「防疫指針」という。）に沿った飼養衛生管理基準の遵守及び異常発見時の早期通報を徹底すること。

特に、野生動物等と家きんの接触を防ぐため、

- ① 防鳥ネットの整備等により野鳥の鶏舎への侵入を防止すること
- ② 防鳥ネットに破れがないかなど野鳥等の侵入防止対策を点検すること
- ③ 鶏舎周囲に穀類等のエサや生ゴミ等の野生動物を誘引するものを置かず、清潔を保つこと

等について、家きん飼養農場、鳥類を飼養している施設、関係機関・団体等に的確かつ確実に周知すること。

2 的確な病性鑑定の実施

異常家きんの通報があった場合には、明らかに本病が否定される場合を除き、本病を疑い、必要な病性鑑定を実施すること。

3 危機管理体制の点検について

万一の発生の際に、迅速かつ円滑な防疫措置を講じることができるよう、防疫指針に沿った連絡体制の確認、早期発見・早期通報の徹底、まん延防止体制の調整・周知、焼埋却等の場所の事前確保等、危機管理体制の再点検を行うこと。

4 我が国及び近隣諸国における発生状況等の周知

我が国及び近隣諸国における本病の発生状況に関する最新の情報及び我が国の防疫対応等について畜産関係者及び関係機関・団体等に広く周知すること。



22消安第8271号
22総合第1460号
22生畜第7766号
平成23年1月22日

社団法人日本獣医師会会長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長
総合食料局食品産業振興課長
生産局畜産部食肉鶏卵課長

高病原性鳥インフルエンザに関する正しい知識の普及等について

本日、宮崎県下の種鶏飼養農家において、高病原性鳥インフルエンザの発生が確認されたところであり（別添1プレスリリース参照）、現在、宮崎県においては、家畜伝染病予防法、高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針等に基づき、防疫措置が講じられているところです。これらの防疫措置は、家きんへの本病のまん延を防ぐために行われるものです。

本病に関する正確な知識の普及については、「高病原性鳥インフルエンザに関する正しい知識の普及等について」（平成22年11月30日付け22生畜第1682号農林水産省消費・安全局動物衛生課長、総合食料局食品産業振興課長、生産局畜産部食肉鶏卵課長通知）等において御協力をお願いしてきたところです。

家きんの卵又は肉の摂食により、鳥インフルエンザが人に感染することは世界的にも報告されておらず、食品安全委員会ホームページ（<http://www.fsc.go.jp/>）においても、鳥インフルエンザに関する情報を掲載するなど本病に関する正確な知識を普及するための措置を講じております（別添2「鶏肉・鶏卵の安全性に関する食品安全委員会の考え方」参照）。

農林水産省といたしましても、鳥インフルエンザ関係情報を随時当省ホームページに掲載していくほか、家きんの卵及び肉の安全性に関する消費者及び流通業者への情報提供を含め、正確な情報の提供に努めることとしております。

貴会におかれましても、当該県産の家きんの卵及び肉の取扱いにつきまして、「〇〇県産の鶏肉・鶏卵は扱っていません」といった不適切な告知や、発生県産であることのみを理由とした取引拒否等が行われることのないよう、引き続き、本病に関する正確な知識の普及について、会員の皆様への周知につき特段の御配慮をいただきますようお願い申し上げます。

宮崎県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認について

- 宮崎県の農場で飼養されている鶏について、本日未明、家畜伝染病である高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることを確認しました。
- これに先立ち、昨夜、「農林水産省 高病原性鳥インフルエンザ防疫対策本部」を開催し、今後の対応方針を決定しました。
- 当該農場は、感染が疑われるとの報告があった時点から飼養家さん等の移動を自粛しています。なお、家きん卵、家きん肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的にも報告されていません。
- 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれもあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。

1. 農場の概要

所在地: 宮崎県 宮崎市 佐土原町

飼養状況: 種鶏 約10,200羽

2. 経緯

- 昨日、宮崎県は、死亡鶏(36羽)の通報を受けて農場の立入検査を実施。
- インフルエンザ簡易検査で7羽中6羽陽性。
- 同県は当該農場に対し、家きん等の移動の自粛を要請するとともに、追加検査のため採材。
- 本日未明、家畜保健衛生所の遺伝子検査の結果、H5亜型であることを確認。死亡鶏の状況も合わせて考慮し、高病原性鳥インフルエンザ疑似患畜と確認したところ。

3. 今後の対応

疑似患畜の確認に先立ち、昨夜、鹿野大臣を本部長とする高病原性鳥インフルエンザ防疫対策本部を開催し、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜となった場合に、直ちに防疫作業に入れるよう、今後の対応方針を以下のとおり決定しました。

- 「高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づき、当該農場の飼養家さんの殺処分及び焼埋却、移動制限区域の設定等の必要な防疫措置を迅速かつ的確に実施。
- 移動制限区域内の農場について、速やかに発生状況確認検査を実施。
- 感染拡大防止のため、発生農場周辺の消毒を強化し、主要道に消毒ポイントを設置。
- 感染状況、感染経路等を正確に把握し、的確な防疫方針の検討を行えるようにするため、農林水産省の専門家を現地に派遣。
- 宮崎県の殺処分・焼埋却等の防疫措置を支援するため、動物検疫所から「緊急支援チーム」を派遣。
- 現場状況を把握し、国と県の緊密な連携を図るため、松木政務官を宮崎県に派遣。
- 全都道府県に対し、本病の早期発見及び早期通報の徹底を通知。
- 関係府省と十分連携を図りつつ、生産者、消費者、流通業者等への正確な情報の提供に努める。

4. その他

- 当該農場は、感染が疑われるとの報告があった時点から飼養家さん等の移動を自粛しています。なお、家きん卵、家きん肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的にも報告されていません。
- 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれもあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。
- 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者が根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いします。

— お問い合わせ先 —

消費・安全局動物衛生課
担当者: 伏見、山野

代表:03-3502-8111(内線4581)

ダイヤルイン:03-3502-5994

FAX:03-3502-3385

[▲ ページトップへ](#)

Copyright:2007 Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1 電話:03-3502-8111(代表)

農林水産省

2004年 3月11日

2007年 10月 4日更新

鶏肉・鶏卵の安全性に関する食品安全委員会の考え方

鶏肉・鶏卵は「安全」と考えます。

○ わが国の現状においては、鶏肉や鶏卵を食べることにより、高病原性鳥インフルエンザがヒトに感染する可能性は、以下の理由から、ないものと考えています。

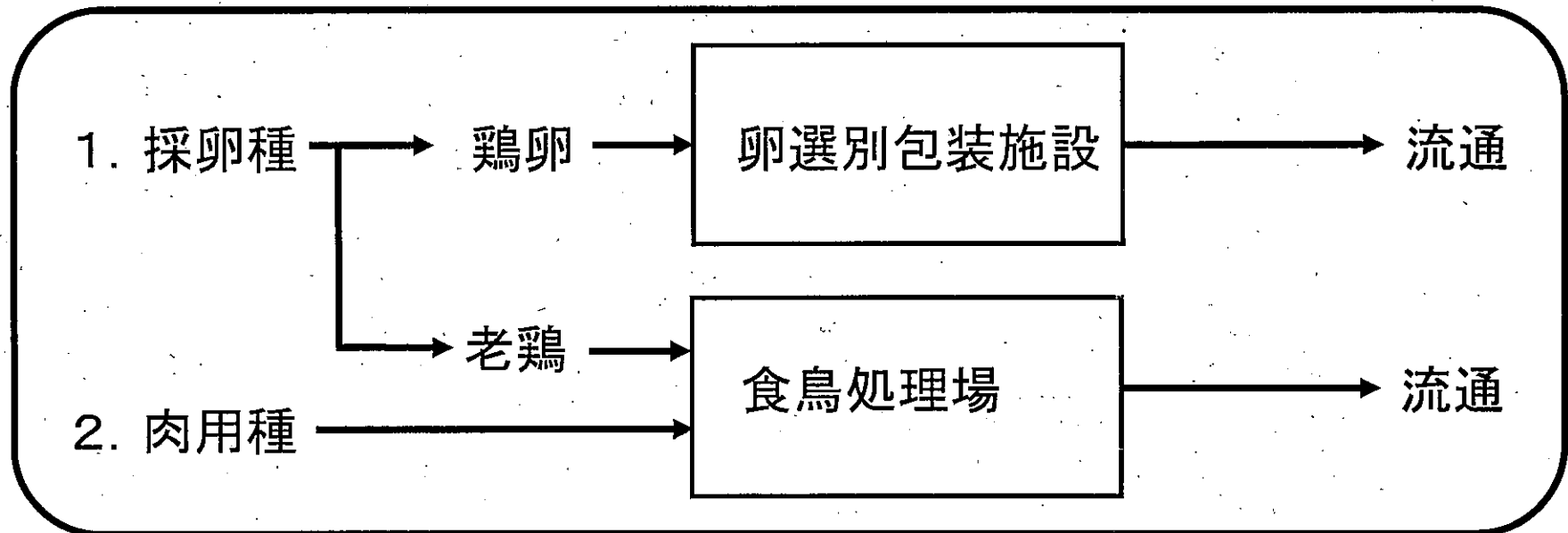
- ・ 酸に弱く、胃酸で不活化されると考えられること
- ・ ヒトの細胞に入り込むための受容体は、鳥のものとは異なること
- ・ 通常の加熱調理で容易に死滅するので、加熱すればさらに安全

海外ではヒトへの感染事例が報告されていますが、感染機会としては、病鶏の羽をむしる・解体するといった作業に従事したとき、感染した闘鶏の世話をしたとき、特に症状を示さないが感染しているアヒルと遊んだときなどが報告されています。また、まれなケースとして、感染したアヒルの生の血液を使用した料理を食べたとき、汚染された家きん肉を加熱調理不十分な状態で食べたときなどが考えられると報告されています。

○ なお、WHO(世界保健機関)は、鶏などの家きん類にH5N1亜型が集団発生している地域(東南アジア等)では、鶏肉や鶏卵を含む、家きん類の肉及び家きん類由来製品については、食中毒予防の観点からも、十分な加熱調理(全ての部分が70℃に到達すること)及び適切な取扱いを行うことが必要であるとしています。

鶏肉・鶏卵は、安全のための措置が講じられています。

- 国産の鶏卵は、卵選別包装施設(GPセンター)で、通常、厚生労働省の定める「衛生管理要領」に基づき、次亜塩素酸ナトリウムなどの殺菌剤で洗卵されています。
- 国産の鶏肉は、食鳥処理場で、通常、約60℃のもとで脱羽され、最終的に次亜塩素酸ナトリウムを含む冷水で洗浄されています。





22消安第8272号
平成23年1月22日

社団法人 日本獣医師会会長 殿

農林水産省消費・安全局長



宮崎県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認に伴う監視体制の強化について

このことについて、別添のとおり各都道府県知事あて通知しましたので、御了知の上、円滑な防疫対策の実施につき御協力方お願いします。

また、貴職におかれましては、家畜防疫の重要性を十分御理解の上、傘下会員各位等に対し周知されますとともに、適切な対応がなされるよう御指導方よろしくお願いします。

写

22消安第8272号
平成23年1月22日

都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

宮崎県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認に伴う監視体制の強化について

今般、宮崎県内の肉用種鶏場から宮崎県に対して、高病原性鳥インフルエンザが疑われる旨通報があり、遺伝子検査を実施したところ、H5亜型であることを確認しました。また、当該種鶏場において死亡鶏の増加が確認されたこともあり、当該鶏について、宮崎県は高病原性鳥インフルエンザ（以下「本病」という。）の疑似患畜としました。

本病については、これまで累次の通知等により、飼養衛生管理の周知徹底・確認及び防疫措置の徹底等をお願いしているところですが、今回の発生を踏まえ、改めて本病の防疫対策の強化等を図るため、以下の事項の再徹底について遺漏なきようお願いいたします。

記

1 家きん飼養農場への緊急立入調査等の実施

本病の発生予防及びまん延防止に万全を期すため、管内の家きん飼養農場に対し、立入調査等により、以下の事項を速やかに実施すること。

- (1) 宮崎県において本病の疑似患畜が発生した旨の情報提供
- (2) 飼養される家きんの異常の有無の確認及び異常家きん発生時の早期発見・早期通報の徹底指導
- (3) 防鳥ネットの破れ・隙間等の確認を中心とした飼養衛生管理状況の確認及び指導

2 的確な病性鑑定の実施

異常家きんの通報があった場合には、明らかに本病が否定される場合を除き、本病を疑い、必要な病性鑑定を実施すること。

3 危機管理体制の再点検について

万一発生した際に、円滑な防疫措置を講じることができるよう、防疫指針第3の1「危機管理体制の構築」に沿った危機管理体制の再点検を行うこと。特に、市町村役場・農協等の関係機関との情報共有及び連携を強固にすること。